

第4章 学部紛争と単位訴訟

第1節 教官人事改善の要望

昭和40(1965)年当時、旧高等商業学校から発展した戦後の国立大学経済学部のなかで、富山大学経済学部は数少ない単一学科から構成されていた。そこで、第2学科として経営学科の増設を昭和41(1966)年に試みるが、このときは実現しなかった。そのため、経営学科増設にあてる人事はすべて白紙に戻された。

しかし、このとき、某教授は、経営学科要員として自分が推薦した候補者を、経済学科の既存定員の中の教授として採用しようとした。しかもこのことは人事教授会、教授会の承認を受けずに強行されようとした。

この人事がきっかけで、助教授以下の若手教官が助講会という団体を結成して、経済学部人事教授会に対して教官人事改善運動を起こした。昭和41(1966)年2月1日、助講会は学部長に、短大教官も含め14名の署名のある次のような要望書を提出した。

昭和41年2月1日付要望書(2月2日提出)

1. 空席または空席になる教授ポストについては学内の適格者をもって早急に補充されたい
2. 空席補充には学内のものを優先されたい
3. 昇格空席補充についてはあらかじめ関係学科目の意見をもとめ了承をえられたい
4. 空席補充については当該学科目の専門に該当するものを充当されたい
5. 学部運営委員会は廃止されたい

当時、人事は、採用・承認など、すべて教授だけから構成された人事教授会で決定されていた。人事についての審議の過程、さらには教官ポストの空きなどについても情報は助教授、講師には全く公開されていなかった。また、運営委員会も教授のみから

構成され、学部運営の基本方針を議論する非公式な組織だった。つまり、助講会の要望は当時の経済学部の教授会自治をおびやかす状況の改善を迫ったものと考えられる。この助講会の要望を学部長は人事教授会に報告し、改善の検討を開始した。

他方で、今回の人事問題のきっかけを作った某教授は、助講会に対して、「昇任の好餌を以て懐柔」を行い、助講会の切り崩しをはかった。この切り崩しに対して助講会は再び学部長に次のような要望を行った。

昭和41年2月5日付要望書(2月4日提出)

1. 人事を私物化した言動はいっさいやめてほしい
2. 学外勢力をかさにきて人事に発言することを許してはいけない

(会見参加者一同)

この要望に対して学部長は以下のように回答した。

2月4日の要望に対する回答

要望については了承した。

1. そのようなことはなかったと認められたが、この際誤解を受けるような言動は、相互に注意することを申し合わせた。
2. 人事教授会は相互に自由な発言を許されているが、このような恐れのある発言は議題として取り上げないことを申し合わせた。

昭和41年2月11日

富山大学経済学部長 野崎富作

結局この問題のきっかけになった某教授推薦の人事は見送られた。

第 2 節 経済学部教官選考内規の制定

人事の私物化再燃を防ぎ、学部人事を公平かつ正確に推進するため、教授会は、国家法や学内法（国家公務員特例法、大学設置基準、富山大学教員資格基準、富山大学教員選考基準）に抵触しない学部内規を制定することになった。内規起草のため教授 5 名、助教授 5 名、計 10 名が起草委員として選出され、昭和 41（1966）年 3 月 17 日の教授会で「経済学部教官選考内規」が制定された。そして所定の手続きに従い、学部長から学長に報告された。それを以下に示す。

経済学部教官選考内規

昭和 41 年 3 月 17 日制定

昭和 42 年 12 月 7 日改正

A 経済学部教官昇任手続内規

経済学部教官の昇任は、下記の手続によって行なうものとする。

第 1 条 経済学部教官は、その事由を付して、昇任候補者を学部長に申し出ることができる。

第 2 条 学部長は、その申出を教授会に報告する。

第 3 条 人事教授会の委嘱により、教授会は、候補者の研究業績審査のために、教授会構成員の中から、専門および専門に近い適任者を選出し、業績審査委員会を設ける。委員は教授を含め、原則として 4 名とする。

第 4 条 人事教授会は、業績審査委員会の報告を参考意見として富山大学教員選考基準により選考を行なう。

第 5 条 教授会は、業績審査委員会の審査内容ならびに人事教授会の決定（理由を含む）について報告を受ける。

附則

この内規は、昭和 41 年 3 月 17 日から実施する。

B 経済学部教官資格基準内規

第 1 条 経済学部教官は、大学設置基準第 4 条教員の資格に定める基準によるものとする。

第 2 条 教授の資格は、大学設置基準第 22 条によるほか、次の項目を加える。

教授となることのできる者は、原則として助教授の経歴 5 年以上の者でなければならない。

第 3 条 助教授の資格は、大学設置基準第 14 条による。

第 4 条 講師となることのできる者は、大学設置基準第 15 条によるほか、次の者を加える。

(1) 大学院博士課程の単位を取得した者

(2) 大学院修士課程を修了し、2 年以上助手の経歴がある者

第 5 条 助手の資格は、大学設置基準第 16 条による。

附則

この内規は昭和 41 年 3 月 17 日から実施する。

その他、昇任手続内規の実施細則として、次の条項も規定された。

第 1 章 業績審査委員会

第 1 条 業績審査委員会の委員の選出は、まず無記名投票によって委員長を選び、次に無記名連記投票によって他の 3 名の委員を選ぶ。

第 2 条 委員長は教授とし、その選出は投票数の過半数を以て決する。

第 3 条 その他の委員の選出は比較多数を以て決する。

第 4 条 教授会の構成員は、適任者を推薦することができる。

第 5 条 候補者の昇任適格の決定は、委員会構成員の 4 分の 3 の多数決による。

第 6 条 委員会は、必要な場合には、教授会の承認をえて、学部外の専門家の意見を聞くことができる。

第 7 条 委員会は、必要な場合には、候補者の意見を聞くことができる。

第 8 条 委員会は、設置後 3 カ月以内に審査を完了し、学部長に報告する。

第 2 章 人事教授会

第 9 条 人事教授会の中に選考委員会が設けられるとき、その主査は業績審査委員会の委員長がこれにあたる。

第3章 昇任不適格者

第10条 昇任不適格の決定を受けたものは、決定後1年以上を経過したのち、経済学部教官昇任手続内規第1条の申出を行うことができる。

以上の実施細則の基本規定は、現行内規にもそのまま活かされている。

以上のうち、A内規第5条の改正以前のものは、「……受ける」でおわらず、「……受け、教授会出席者の過半数をもって人事教授会の決定を承認する」とあり、続いて第2項には「人事教授会の決定が教授会で承認されなかったとき、人事教授会は再審査しなければならない」と規定し、第3項として、「再審査は2カ月以内に終了し、1回限りとする」、第4項として「人事教授会は再審査の決定（理由を含む）を教授会に報告する」と定め、1回限りで人事教授会へのフィード・バックを可能にしていた。すなわち、人事権は教授会が人事教授会にたいして信託したものであるということの意味していた。

C助手の講師昇任人事はこの内規に従って開始され、業績審査委員会として、昭和41（1966）年5月16日に経済統計学の講師適格と判定、7月7日に人事教授会でも可決され、同日の教授会で人事教授会決定の可否を採決し、16対1で可決し、発令に必要な手続きはすべて終わったのである。

C講師の人事と平行して2人の助教授の教授昇任が審査されていた。業績審査委員会は教授昇任適格と判定したが、人事教授会ではこの判定が承認されない可能性があった。なぜなら、当初は、この内規に不満な某教授とその同調者が人事教授会の半数を占めると見られたからだった。

某教授は他の3人の教官名を添えて、この内規は経済学部教授会規程ならびに富山大学教員選考基準に違反すると評議会に申し立てた。そのため人事手続は当面の間すべて中止せざるをえなくなった。さらに、某教授はその申立書を文部省に送付した。

この申し立てに対して、評議会でも、この内規が助教授、講師にも人事権を与えることになり、教授のみに人事権を認めている富山大学教員選考基準に抵触するとの意見も強かったが、特別小委員会の報告に基づいて審査した結果、昭和42（1967）年11月2日の評議会で、「違法の提訴には疑義がある。し

かし、この内規細則は誤解を招く問題があるので再考のうえ人事を進められたい」と決定した。その後教授会は内規の一部改正を何度かおこない、昭和46（1971）年4月21日にやっと次に掲げる現行の内規が定着した。しかしその間、大学紛争の嵐が吹きまくり、その過程で、他にも教授会規程の改訂（第3条第1項の削除）や、人事権を一般教授会に委譲し、人事教授会と一般教授会を合体させるという経済学部の新人事規程、あるいは人事教授会暫定規則の制定などを試みて改革に取り組んだが、成否はこもごもであった。

富山大学経済学部教官選考内規

昭和46年4月21日実施

富山大学における規則等の制定に関する規則に基づき、富山大学経済学部教官選考内規の全部を次のように改正する。

昭和46年4月21日

富山大学経済学部長 新田隆信

第1条 学部長は、教官の採用および昇任に関して人事教授会に提案し、教授会に報告する。

第2条 経済学部教官は、その事由を付して、採用および昇任候補者を学部長に申し出ることができる。

第3条 人事教授会は教授会に委嘱し、候補者の研究業績審査のために選考委員会の下部機関として、業績審査委員会を設けることができる。

2 委員は教授を含め、原則として4名とする。

第4条 選考委員会は業績審査委員会の報告を参考意見として、富山大学教員選考基準により選考を行なう。

第5条 教授会は、人事教授会の決定に至る経過内容について報告を受ける。

この後、内規は教授会の合意と協力を得て運用され、採用および昇任人事が着実に進められている。

第3節 単位認定・修了認定訴訟の提起

1 単位訴訟の背景事実

経済学部教授会は、昭和41(1966)年12月26日にA教授に対して、同教授が昭和36年度および昭和37年度の卒業生十数名にかかわる虚偽の成績証明書の発行を指示した事実を認定し、「直ちに講義およびゼミナールの担当を停止する」と決議した。同決議の審議において、経済学部ではこれまで学生の試験カンニングの場合に「即時受験停止と無期停学処分」を鉄則として学生に徹底し適用してきた事情を鑑み、教官の不正行為に対しても同様に厳しい処分をとるべきであるとの強い主張が多くの教官に支持された。

学期途中の講義・ゼミ担当停止になったので、教授会は、受講学生のため同一講座のB教官が代替して講義・ゼミの残り時間を担当する措置を決め、学生に代替措置に従って履修するよう指示した。

A教授は、教授会の担当停止決議を非難してその後も講義・ゼミを続行した。B教官の代替講義・ゼミだけが単位を認定される正規授業である旨の教授会決定と学部長通知を承けて、大部分の受講生は代替授業に変更した。

A教授の4年および3年ゼミ生若干名は履修変更反対していたが、教員の説得に従って代替授業の単位を取得し、昭和43(1968)年3月から45(1970)年3月にかけて全員卒業した。

しかし、代替授業による卒業とは別に、A教授の旧ゼミの学部学生6名と履修変更をしなかったために修了できなかった専攻科(1年制)学生1名が単位認定に関する訴訟を提起した(昭和42年5月に4名提訴、同年6月に3名提訴)。

2 訴訟の内容と進行

訴訟の原告は、学部学生X₁、X₂~X₆の6名と専攻科学生1名の合計7名であった。最初の訴状では被告が富山大学経済学部と富山大学になっていた。

国立大学のため大学側の訴訟代理人は、法律(「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」)に基づいて、名古屋法務局訟務部長(検事)がこれに当たった。原告側の学生は訴訟代理人の弁護士に任せっきりで、審理には裁判所にほとんど出頭しなかった。

富山地方裁判所は、訴訟指揮として「準備手続」(口頭弁論に入る準備として争点・証拠の整理その他をする手続)に入ることを決めた。準備手続は1名の受命裁判官のもとに非公開で進められた。大学側は、指定代理人(訟務部長検事)の他に名古屋法務局の法務事務官と経済学部の法律系教官2名が毎回陪席した。裁判期日の前には、指定代理人の求めに応じて2名の学部教官が事実関係や学部の組織・規則・教務関係などの説明と意見交換をした。学部教官2名に対しては、学長および学部長の担当依頼があった。

大学側代理人は、実質審理に入る以前の法律問題(本案前の主張)として、原告側が行政事件訴訟において当事者適格がない「富山大学経済学部」および「富山大学」を被告としており、本訴訟は不適法であると強く主張した。

原告側は、この当事者適格論に少し反論したが、間もなく訴訟を全部取り下げた。代わりに、「富山大学経済学部長」および「富山大学長」を被告とする新たな行政事件訴訟を提起し(昭和42年10月)、これにつき同様に準備手続がとられることになった。

3 第1審における原告らの請求内容

原告ら代理人が新しく提訴した「単位不認定等違法確認請求訴訟」は、その請求が第1次請求から第4次請求に及んでおり、原告らの立場も3つに分かれ、それぞれが学部長と学長に対する異なった請求になっているので複雑な組み合わせになっている。それ故、分かりやすく分解して説明すると、こうである。

4年生のX₁は、A教授担当の経済原論4単位と演習2単位について請求し、その他5名の学部生X₂~X₆は経済原論4単位のみについて請求した。専攻科の学生X₇は、A教授担当の「演習および研究報告」10単位について請求した。

X₁からX₆の経済学部長を被告とする請求は、学部長として単位授与・不授与の決定をしないのは違法であることの確認(第1次請求。不作為違法確認)および、学部長として単位を取得したことを認定する義務があることの確認(第3次請求。義務確認)の判決であった。

X₁～X₆の学長を被告とする請求は、学長として単位授与・不授与の決定をしないのは違法であることの確認(第2次請求。不作為違法確認)および、学長として単位を取得したことを認定する義務があることの確認(第4次請求。義務確認)の判決であった。

また、X₇の経済学部長を被告とする請求は、学部長として単位授与・不授与の決定をしないのは違法であることの確認(第1次請求。不作為違法確認)および、学部長として単位を取得したことを認定する義務があることの確認(第3次請求。義務確認)の判決であった。

X₇の学長を被告とする請求は、学長として専攻科修了・未修了の決定をしないのは違法であることの確認(第1次請求。不作為違法確認)および、学長として単位授与・不授与の決定をしないのは違法であることの確認(第2次請求。不作為違法確認)ならびに、学長として専攻科を修了したことを認定する義務があることの確認(第3次請求。義務確認)および、学長として単位を取得したことを確認する義務があることの確認(第4次請求。義務確認)の判決であった。

このように原告らの請求が、第1次請求から第4次請求までに及んだのは、準備手続の中で行政事件訴訟法の訴訟類型をめぐる法律論争が続き、原告ら代理人がそれによって請求の趣旨を予備的に追加していったことによる。

4 第1審判決 大学の単位認定と司法審査

原告らの請求に対して、大学側代理人は、原告らの訴はいずれも不適法であるという本案前の主張を陳述し、訴の「却下」を求めた。準備書面に書かれた理由は、被告経済学部長は行政庁でないから当事者能力を有しないことを第1項目とし、第7項目に

及んでいた。

< 主要な論旨 > 経済学部長もしくは学長の単位取得あるいは専攻科修了に関する認定行為は、「特別権力関係における行為であって、司法裁判所の審判の対象から除外されるべきものであり、行政庁がなすべき処分または裁決には該当しないというべきである。すなわち、右各行為は大学に内部の問題として自主、自律の措置に委ねるべきであり、学校の利用関係を一般権力関係と同視して、入学、進級、修了、卒業の判定あるいは授業科目などの単位取得の認定などの関係を大学と学生との間における対立的な法律関係として捉え、逐一それらの判定、認定などについて司法裁判所の審判を求め得るとするならば、教育、研究という特殊の目的を達成するため最大限にその自律的、創造的活動が要請される学校の運営にとって大きな制約となるのであり、司法裁判所もこれらの争訟に十分対応出来るかどうか疑問である。

そして、行政庁がなすべき処分または裁決とは一般権力関係において行政権の主体が人民に対する関係においてなす行為であり、この意味において特別権力関係においてその権力の主体が権力に服する者に対してなす行為と区別されるのである。したがって、原告らが主張する授業科目などの単位取得の認定あるいは専攻科修了の認定は特別権力関係における行為として行政庁がなすべき処分または裁決に該当しないから、原告らの訴はいずれも不適法である。」

富山地方裁判所昭和45(1970)年6月6日判決は、上記の大学側代理人の主張の部分、すなわち、「国立大学の教育措置と司法審査」という問題に関して、次のように判示した。

< 第1審判決の理由 >

「1、よって、まず本件各訴の適否について検討する。

原告X₇が昭和41年度当時富山大学経済学部専攻科の、同人を除くその余の原告ら6名が同年度当時同大学同学部の各学生であったことは当事者間に争いがなく、富山大学が大学教育、研究を目的とする

所として、国が設置し(国立学校設置法1条、3条)必要な人的、物的施設を有する総合体であり、国の意思によって支配し運営される営造物であるから、右営造物の主体である国と原告ら学生の間には該営造物の利用関係が生じ、そしてこの国立大学という営造物の主体は、学校設置の目的達成に必要な範囲と限度において、原告ら学生を包括的に支配し、原告ら学生はこれに包括的に服従すべきことを内容とする関係、いわゆる公法上の特別権力関係が成立することは多言を要しないであろう。

思うに、一般に公法上の特別権力関係は、一般権力関係に対し、特別の法律の法律原因に基づき公法上の特定の目的のために必要な限度において、法治主義の原理の適用が排除され、具体的な法律の根拠に基づかないで包括的な支配権の発動として命令強制がなされる。すなわち、特別権力関係においては、その関係を律するための規律、命令権が与えられているのであって、法律によって特に禁止されている場合を除き、特別権力関係を設定する目的を達成するために必要な限度において特別の定めをなしてこれを実施したり、あるいは具体的に個々の指示、命令、処分をなすことができ、そしてそれが右の限度をこえるものでない以上、司法裁判所の審判の対象から除外されるべきものといわねばならない。なんとすれば、司法裁判権は、もともと市民法秩序の維持をその使命とするものであり、憲法に特別の定めのある場合を除いて、一切の法律上の争訟に及ぶ(裁判所法3条)といっても、すべての法律関係に当然に介入しようと考えてはならないのであって、いわゆる特別権力関係における命令、強制や秩序維持のための規律のごときも、それが一般市民としての権利義務に関するものでない限り、その関係内部の問題として自主、自律の措置に委ねるべきで、司法裁判所がこれに介入をするを相当としないものがあるからである。そしてこの理は本件におけるような国立大学の利用関係にまさしく妥当するものと解するのを相当とする。」

「したがって、国立大学の学部や専攻科の課程における授業科目、担当教授、単位数および時間割等の定めやこれが履修届の提出から授業、試験、成績の評価、単位の授与、ひいては右課程修了の判定に至る教育実施上の諸事項は、大学がその学校設置の

目的を達成するための必要がある限り、一方的に学則を制定、実施し、学生に対し具体的に指示、命令、処分をなすことにより、自主的に律することができるのももちろん、これら学校利用関係における内部事項に属する事柄は、その限りにおいては一般市民の権利義務に関するものでないから、このような内部事項について大学のなす行為、不行為は、司法裁判所の審判の対象から除外されるものと解すべきものといわねばならない。」

富山地方裁判所は、結論として、「被告経済学部長または同学長に対し、前記単位の授与、不授与、専攻科履修届の修了、未修了の各決定をしないことの違法確認、もしくは右単位取得、専攻科修了の各認定義務あることの確認を求める本件各訴は、爾余の点について判断するまでもなく、いずれも不適法としてこれを却下すべきもの」とした。

なお、富山地方裁判所判決は、その理由の第2点として、本件訴訟における「法律上の利益の有無」について考え、「原告らはなんら権利または法律上の利益を侵害されたものということができない」としたが、その詳細については、これを省略する。

5 第2審判決 専攻科修了認定と司法審査

富山地方裁判所の第1審判決で全面敗訴となった原告らは全員控訴し、訴訟は名古屋高等裁判所金沢支部において審理された。

控訴人(原告)ら代理人は弁護士4名になっており、被控訴人ら(大学側)代理人は従来通り名古屋法務局訟務部長(検事)が官職指定を受けていたが、人事異動により人は交代した。

第2審判決は、昭和46(1971)年4月9日に下された。名古屋高裁金沢支部判決の主文は、「原判決中、控訴人X7(専攻科学生)に関する部分を取消し、右部分につき本件を富山地方裁判所に差戻す。」「その余の控訴人らX1~X6の本件各控訴を棄却する。」というものであった。

同判決は、本案前の抗弁について考察し、次のような見解を示した。

(1) 大学側指定代理人が経済学部長には本訴の当事者能力がない旨主張したのに対し、「被控訴人経済学部長も本件単位不認定違法確認ならびに単位認定義務の請求訴訟につき、当事者能力を有するものといわねばならない」とした。その理由として次のように述べている。

被控訴人経済学部長に対する本訴は単位不認定違法確認および単位認定義務を求める行政訴訟であるから、右単位認定の作為義務を有する行政庁を被告として訴を提起すべきであるところ、大学設置基準第31条に「大学は一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上単位を与えるものとする。」とあるところよりみれば、単位認定権者は大学という行政庁の長たる学長というべきである。

しかしながら、国立大学は他の行政庁と異なり、学部自治を基礎として運営されているから、国立学校設置法施行規則第3条にいう「学部の長」は学長より職務を委任され単位の認定権を有するものというべきである。

富山大学においても学則第40条第2項に「学長は、校務の一部を学部長その他に委任することができる。」旨規定されているところよりみれば、学部長は校務の一部たる単位認定権のあること明らかである。もっとも富山大学経済学部規程中には明記されていないけれども、富山大学教育学部規程第10条、および富山大学文理学部規程第11条には、学部長に認定権のあることを明記しているところよりみれば、富山大学経済学部においても同様に解するのが相当である。このことは、…(中略)…富山大学経済学部の卒業証書の形式は「本学経済学部経済学科所定の課程を修めたことを認める」として経済学部長の署名押印があり、「本学経済学部長の認定により卒業証書を授与し経済学士と称することを認める」として学長の署名押印がなされていることから、首肯しうるところである。」

(2) 国立大学の在学関係については、富山地方裁判所の第1審判決と同じく、「公法上の営造物利用関係であって、いわゆる特別権力関係に属すると考える」とした。

少し付言すると、控訴人らの代理人らは、原判決が学生と国との間に特別権力関係が成立するとした

点に反論して、「特別権力関係論はドイツにおける歴史的産物であり法治主義に反するものであって…法治主義を基本原理とする日本国憲法の下にあっては到底認めることをえない理論である」と陳述し、在学関係は契約関係である旨の主張を展開していた。名古屋高裁金沢支部判決は、これを斥けて次のように判示した。

控訴人ら代理人らは教育契約関係説の立場から国立大学の在学関係も私立大学の在学関係と同じく教育契約に由来する旨主張する。

成程国立大学(公立大学も同じ)と私立大学とはいずれも教育基本法、学校教育法の適用を受け、教育目的にはなんらの差異も認められないのであるけれども、国立大学にあっては公の施設の利用関係という点において私立大学と自ずから異なるものがあるといわねばならない。

しかし、いずれにせよ、大学と学生とが対等の立場にたつて教育契約を締結するものと考えことは、教育の本質よりみて失当であって、到底採用の限りでない。

なお控訴人ら代理人らは、特別権力関係論は法治主義に反するものであって、日本国憲法の下にあっては到底認めることをえない旨主張する。

しかしながら、「特別権力関係」という用語の当否はさておき、私企業においても企業の秩序の維持を図るため内部規律が定められ、それによって従業員間の秩序が律せられていて、これに対しては市民法秩序に関しない限り司法権行使が問題とならないごとく、公企業ないし公営造物関係において、その内部の秩序を維持するため規律を定めることはなんら憲法に違反するものでなく、その内部規律に対して司法権が及ばないものとすることも許されて然るべきであるから、控訴人ら代理人らの主張は採用できない。

(3) 「特別権力関係の範囲内の事項についても、一般市民としての権利義務に関するものは司法審査の対象となると解すべきである。」とした。

上記の法解釈論は、富山地方裁判所の第1審判決においても述べられていたものである。この法解釈論に立って、第2審判決も「単位の認定については純然たる大学内部のことであって市民法上の権利義務に関しないこと」であるから、控訴人らの各単位

不認定違法確認請求および各单位取得認定義務確認請求は、いずれも不適法として却下を免れず、これと結論を同じくする原判決は相当であって、右各請求についての本件各控訴は理由なく棄却を免れない、とした。

しかしながら、「専攻科の修了については、学部卒業と同じ効力を有し、修了の認定を与えないことは卒業の認定を与えない場合と同じく、营造物利用の観念の一部拒否とみることができ、その点で市民法秩序に連なるものとして、特別権力関係上の行為ではあるが、司法権が及ぶものと解するのが相当である。」と判示した。

< 結論 >

第2審判決は、「控訴人X7（専攻科学生）の被控訴人学長に対する第1次請求（修了不決定違法確認請求）についての本案前の抗弁は、いずれも理由なく、原判決中右と結論をことにし控訴人X7の被控訴人学長に対する訴えを却下した部分については、第3次請求についての本案前の抗弁につき判断をなすまでもなく、維持しえないからこれを取消し、原審に差戻すべきである」としたのである。

第4節 学生の参加要求と全国的大学紛争

1 学生の参加要求

富山大学においても学生は何らかの意味で大学の管理運営に参加を希望し、かつこれを要求するに至った。そのはしりは学生会館問題である。彼らの発言権が次第に増大し、大学中枢の管理機構に及ぶならば由々しいことであるとして、大学当局も積極的にその参加要求に対応するところがあった。大学自治は学問の自由を保障する制度として確立された慣行であるが、それは学部自治すなわち教授会自治が基礎となり、主に外部からの権力干渉を排除し、学問と真理の探求に専念しうる客観条件の構築を目指すものであった。ところが学生の地位が強化されるや学生自治の概念が説かれるに至り、それは当局に対抗する学生権力の主張を伴うものとなった。教授

会自治と学生自治をドッキングさせて二者協議会を結成せよとの呼びかけも、時として、本来の自治を確立保全する方向よりも、伝統的自治理念を崩し、学生サイドの要求を優先させる戦術として利用される傾きがあった。それは闘争を前提とする戦術的発想に由来するからである。

ヨーロッパでは幾世紀にわたる慣行・習律・先例の集積から大学の自律的運営秩序が成立し、学生は大学教師と共に永遠の真理に仕えるという謙虚で敬虔な姿勢を保ち、教官の個別指導も期待されたのである。しかしヨーロッパに倣うわが国において時代の激浪は大学自治の伝統的理念を洗い直し、スチューデント・パワーへの対応が求められつつある。そこで教授会自治を再構築し、教官の理想と抱負を磨き直すことが時代の要請となって来た。しかし、学生運動が体制否定の革命的主張を掲げ、デモにあげ、ストにしてくれるといった実力行使のエネルギーを暴発させるようになると、大学当局は対応に行き詰まってくる。ひところ全国に多発した紛争の原因は、あるいは学部統合だったり学生会館や寮の問題だったり、授業料値上げだったりしたが、さらにはベトナム反戦、安保粉砕、中教審路線粉砕、沖縄返還協定反対、三里塚行政代執行糾弾、入管体制打倒など手当たり次第に政治闘争の対象を設定し、学内に波瀾を呼んだ。東大医学部の粒良問題（昭和43年1月29日より無期限スト）に端を発し全国を風靡した紛争の潮騒も、しばしば政治的イデオロギーを織りこんで学園を暴風圏に巻きこんだのである。富大経済学部のように教授会の主体的自治能力の亀裂を誘因とし激烈な学生運動にエスカレートしたケースも数えられるであろう。

富大の学生運動は次第に過熱して経済学部その他の教官に自己批判を迫り、全学的規模において大衆団交を要求し、バリケード封鎖や器物損壊を介意せず、表現の自由を藉口して無許可裡に巨大な立看板で道路を遮断し、夥しいビラを配り、ハンドマイクで喧しい情宣活動を日常化するという風景が展開された。はじめ昭和42（1967）年6月13日、経済学部長室に14名の学生が植村学部長をとりまいて大声で詰問したが、いずれも反日共系のさるセクトに属する一群であった（経済学部生9名、他学部生5名という構成であった）。これが富山大学において無断

で公室や会議場へ乱入する行動パターンの事始めとなった。その後、学生自治会のほか、経済学部紛争解決全学委員会、全学団交推進会議、経済学部闘争委員会、全学闘争連絡会議、全学反戦会議などの諸団体が一時的に結成せられ、経済学部におしよせるようになった。いわば各種セクトの組み合わせによる戦術的展開の相が看取せられた。その後、ヘルメット着用の覆面姿の学生群は、幾度となく会議の席に出没し、教官をとりまいて、あるいは糺弾し、あるいは要求書を読み上げるという行動に出たのである。その間、昭和44（1969）年6月15日に富大正常化推進父母連絡会（約300名）が結成されたことも特記に値するであろう。

2 自治と学生運動

教授会自治が再編成される限り、国法や社会通念との関連においては、大学自治の既成観念の収縮を伴わざるをえないであろう。学生がすぐれた少数のエリート集団でなく、一般の青年大衆を成員とする市民集団となったとき、大学もまたエリートの特権社会たることを止めるのは、自然の勢いであろう。わが国において、学制が戦前の複線構造から戦後の単線型6・3制へと衣替えして新制大学の実現を見たが、模範とされたアメリカのパターンにも拘らず、その管理運営方式については、旧制帝大の流儀で既成のヨーロッパ的権威秩序に安坐し、旧制大学の伝統と無縁な、旧高専の再成体たる新制大学までが中世に発祥するヨーロッパ的な大学の権威を一律に志向し、その管理形式を踏襲したのである。他方、国の文教政策も大学の急激な増設や大型化を迎え、時の需要を満たそうとする方向を辿った。かくて今や大学は大衆社会と化し、学生数は200万に余り、同齡人口4人に1人の大学進学を見、その3分の1が高校までの成績において中以下の知能の持ち主であるという。その点、富大経済学部学生の知的水準は全国的視野からも高位にランクされてよい。大学の変貌と裏腹に、大学教師の資質も戦前に比べれば、勢い低下を免れない。多くの大学は、広く門戸を開いて志願者を迎える大衆社会型の高等教育機関へと性格を変えた。しかも一旦入学すれば卒業はほとんど自明に近く、その過程は極めて平坦である。アメ

リカは入学が容易でも卒業できる者は3分の1程度であり、従って編入学の空席も毎年60万に上るが、日本では卒業者もほとんど入学者と同数である。さるイギリスの識者はアメリカの大学を評し、少数の例外を除き、実質的にイギリスの中等学校に近いと語ったが、それは数が質を制約する点を諷したものであろう。日本の大学はイギリス的基準からすれば如何に評しうべきであろうか。またアメリカでは、1週1時間の講義と1時間のアサインメントを15週重ねて1単位が認定される。わが国では1週1時間（実際はそれ以下）の講義だけを15週重ねて1単位の建前をとる例が多い。それも事實は15週をかなり下回っていると見られる。真理探求と高等教育の府たるべき大学が名目倒れにならぬため、文教政策は再検討を迫られているように思われる。

しかしヨーロッパでも、数少ない大学の存在に拘らず、学生が参加を求めて当局と衝突するのが最近までの風景であった。昭和38（1963）年5月、革命の国フランスはソルボンヌ大学のナンテール分校で1カ月に及ぶスト騒ぎがあり、学生は参加を叫んで官憲と激突する場面があった（それでも日本のように3カ月も半年もストを続ける例は世界にない）。かねて学生と労働者の政治参加を説くモアドゴール以来、官僚制打破の勢力として学生は労働者と組んで闘争を挑む風潮がある。だがヘルムート・ベッカー教授によれば、ドイツの学生運動に労働者は同調しない。ソルボンヌの学生運動指導者ダニエル・コンバイディ君は同年6月22日、ロンドンのBBCで世界各国の学生運動家を集めた討論会に赴いたあと、ロンドン大学の中最も尖鋭をもって鳴るLSE（経済政治学部）で、全英の活動家学生と討議したが、その際、イギリスの活動家たちはコンバンディの力説にいささかも屈せず、国家秩序を破壊する闘争方式に反対する旨の結論を下している。英仏独の3国とも、学生参加の限界として、人事・財政・評点などに及びえぬことを公理のごとく看做しており、学生代表の選出にも慎重を期している。また学生の参加要求は、大学改革に始まり、やがて政治革命へとエスカレートすることも時に不可避と見られるので、学生を暴走に駆り立てる要因を事前に調整し解決することは、いずれの場合でも焦眉の急務に値しよう。

3 学生会館の問題

五福キャンパスの中央に、国立大学で25番目の学生会館が昭和40（1965）年に竣工した。課外活動を盛んにし、学生相互間あるいは学生対教職員間の人間関係を緊密にし、学生を中心としつつ教職員をも含め厚生福祉の増進に役立てる趣旨の建造物である。経済学部の学生はとくにその活用を待望していた。しかるに運営管理の方式をめくり、学生が単なる利用者として当局側の一方的規制に服する点に不満が募り、開館後半年もの間、利用ボイコットが続いた。利用規則が制定されたが学生の参与を欠いたと反発し、学生の自主的管理を主張し、当局と対峙した。やがて大学の行政財産が学長の管掌に属するという法的根拠に理解を示し、運営委員会の構成には経済学部生が中心となって学生参加の実をおさめ、学生の発言権を認める方向で事態の解決を見、運営が軌道に乗った。

4 統合寮の運営

高岡高商の仰嶽寮は工学部の利用に帰した反面、経済学部生は、かつて蓮町の青冥寮、ついで寺町の学生統合寮（新樹寮）に寮生活を営むことになった。

ところが物資も豊かになり、鉄筋4層の4棟が寺町の旧射撃場跡に建て揃い、統合寮として新たに学生の利用に供せられたのは、昭和40（1965）年8月であった。そのころになると、はるばると遠くから来た多感な青年学徒を迎えるための寮にして、昔日のロマンと夢はなく、体制変革を叫ぶスチューデント・パワーが寮にも滲する様相に変じていた。寮生代表の含意した学寮管理規則を大学の学寮補導委員会と補導協議会との合同会議において一部訂正を施した。それが寮生の態度を硬直させ、とくに文部省の「学寮における経費の負担区分について」（昭和39年2月18日付）と題する通達や、「大学学寮管理運営規則作成例」（同年7月）と題する指南書に準拠して、若干の手直しを加えられたことを知って、当局の態度を官僚統制的であると難詰した。かくて学寮規則を否認しその白紙撤回を要求し、経済学部の寮生が主力となって昭和43（1968）年10月17日よ

り24日まで、じつに8日間にわたる坐り込みを学生部長室において決行し氣勢を上げた。寮生としては規律保持を自主的に全うしうるならば、それも自治寮の趣旨に副うと考えられよう。しかし例えば無統制に寮外生の宿泊を放任するならば、それは富山大学国有財産使用規程にも抵触するであろう。寮生の自治規則が内容的にこれらの国法秩序と調和するならば、学寮自治の機能は保持されてよいはずである。事態収拾にはつとめて過激な政治イデオロギー闘争の色彩を避け、民主的運営が志向さるべきは当然であろう。昭和46（1971）年11月には寮闘争委員会が寮の予算公開を学生部に迫り緊迫する一幕があった。しかし大学財政が学生参加の埒外におかるべきは多言を要しない。学生会館と異なり、起居を共にする共同生活の場である以上、自治寮を営む寮生自治の理想は不断に磨かれてよい。連帯感の喪失や共同体思想の破壊は、本来的に寮生活において修復されることが期待されてよいであろう。否定の否定を志向する新しいパワーもやがて芽生える日が望まれる。

5 経済学部へのうねり

経済学部において、端なくも具体的事案から教官人事の運営準則について、その改善を必要とすることが理解され、内規の制定に至った経緯は、前に述べられている。しかし内規運用のプロセスで特定教官の妨害があり、事の進行が阻まれるや、その陰湿な抗争は一般学生にとって従順な傍観にたえぬものと映じ、活動家学生には好個の闘争テーマと解されたのも当然であった。「学生を薪にしてはならない」（大熊信行教授）との自己抑制を体する教官も影をひそめる時勢では、学生の介入攻勢は誘導された観をすら呈した。

人事問題の解決は内規へのクレームから、ことのほか長びき、その間に不幸なハプニングによる講義・ゼミ変更問題を生じ、あわせて教官人事のストップと学部拡充につながる概算要求の頓挫とを招来した。

経済学部教授会は昭和42（1967）年9月にA教授の教授会出席停止処分、12月に同教授のゼミ・講義の開講権の停止、および、それらの講義の出席者に

単位を認定しない決定をした。多くの教官はこの決定によって学生に迷惑の及ばないよう、単位の取得上の便宜をはかったが、代替単位の取得を拒否する学生もあり、卒業できなくなる学生も出てきた。このときのA教授の演習の出席者のうち7名により、単位と修了認定を求める行政訴訟が昭和42(1967)年夏に起こされており、最高裁まで争われて、昭和53(1978)年3月、差戻し審の富山地裁で修了を認定する和解が元学生と大学の間で成立した。これは教授会の人事・自治をめぐる問題が学生を巻き込むことに至った、極めて不幸な出来事であった。

A教授も人事院に対して「教授会への出席停止措置撤回等に関する行政措置請求」を行い、昭和42(1967)年5月15日に人事院はこの申請を受理した。しかし人事院はなるべく紛争を学内で解決するように横田学長に勧告し、学長も学内解決に努力するので、人事院の結論はその後にしてほしいと要望したらしい。だが評議会での審議がもたつき、夏休みを過ぎて結論が出せなかった。人事院はそれに業を煮やしたのか大学側に相談することなく、昭和42(1967)年9月23日に、「教授会の措置は、法規の手続きによらずして法定の身分をはく奪するに等しく、ゆるされないものと判断される」との判定を下した。

これをうけて、学長は経済学部問題対策検討委員会を組織して審議し、10月10日に8項目の結論を評議会に提出した。この結論は、人事内規は誤解を招き妥当をかくので再考する、A教授が成績証明書を偽造したかどうかについては黑白つけがたい、

A教授は経済学部の多くの教官により不信の念をもたれたことを謙虚に反省する、A教授にたいする教授会の措置はいずれも不当であるからすみやかに解除する、経済学部長はすみやかにAゼミの学生の単位を認定して学生の富山地裁にたいする訴訟を取り下げるよう説得する、などを骨子としたものである。だがこれは5日後の評議会で、経済学部の評議員らの反対でまともらなかった。

11月2日には、学長はこの8項目とは別に試案5項目を評議会に提出し、採決なしでこれを評議会結論として双方に伝えた。その内容は、A教授ほか3人から提出された人事内規違法の提訴については疑義があるが、人事内規は誤解を招く点があるので

再考する、成績証明書偽造の件はA教授に種々問題が感じられるが責任をA教授1人に帰することは適当ではない。しかしA教授の反省を求める、学部内諸問題を学外まで持ち出したことについて経済学部教職員の反省を求める、A教授にたいする教授会出席停止、講義・ゼミ停止処分を解除するが、この件については学長と学部長が協議してすみやかに措置する、今後たがいに報復行為をつつしむ、というものであったが、本節との関連で重要なことは、この評議会の結論において、A教授の単位取得問題が触れられていなかったことである。この結論は、直接は人事院の判定を受けたものであり、単位取得問題に答えることを目的としていなかったためである。しかし単位取得問題を重大視していた学生たちにとって、評議会の結論は落胆するものであった。これを受けて経済学部学生自治会は単位認定と人事内規の再検討を要求した。

また、これらの学部内の紛争のため、経済学部の教官人事は事実上停止してしまい、教官定足数27に対して9人が欠員という事態にまでなってしまった。

これらの経緯をうけて、学内の学生運動はエスカレートしていく。その年の経済学部学生大会には経済学部全学生448名のうち184名が参加し、学部や評議会への批判が相次いだ。これより先の昭和42(1967)年6月13日に14名の学生が経済学部長室に乱入し、植村経済学部長を詰問した事件を皮切りに、様々な会議に学生が乱入するようになっていた。同時に、経済学部紛争解決委員会、全学団交推進会議、経済学部闘争委員会、全学闘争連絡会議、全学反戦会議などの各種の学生団体が一斉に結成された。

学部当局としては昭和42(1967)年11月2日の評議会決定の線で事が収拾されることを期待した。しかし短兵急に進み難い状況に陥り、教授会はスチューデント・パワーの激成を防ぐべく、内部的処理により解決策を再発見しようとして腐心を重ねる。かくてむなしく日が経つにつれ、学生活動の熾烈化もまた避け難くなる。

他方、学生の中から、経済学部の教授会の側につき運動を行う者があらわれた。かれらは「経済学部をよくする会」と名乗り、従来の経済学部学生自治会執行部と主導権争いをし、昭和42(1967)年12月

の自治会選挙では、従来の自治会執行部に対して勝利した。現在の目からみると、「経済学部をよくする会」の目的とするところは明確ではない。そのため、当時の経済学部取材したジャーナリストのなかには、彼らを一種の御用組合のようにとらえる向きもある。こうして学生運動はますます過熱し、経済学部の教官たちに自己批判を迫り、全学規模での大衆団交を要求した。

こうした状況のもと、経済学部では、ついに昭和43(1968)年9月11日の第13回教授会で、学生側の要求に応じて二者協設置に関する原案を可決した。二者協とは教官・学生協議会の略称で、その趣旨自体は教官と学生とが協議を行って意見を疏通しあい、学生の意思を管理運営に反映することを目指すものである。こうして学生との「教官・学生協議会」(二者協)が昭和43(1968)年9月に発足した。当日は会議室前の廊下に学生がひしめき、二者協への熱意を表明していた。しかしながら、その後の経過を顧みると、5対5の代表方式にも拘らず、オブザーバーと称する不特定多数の学生が同席して発言する場面も多く、大衆団交と同工異曲に流れる感があった。当初は、カリキュラム中心の議題であったが、まもなく関心は教官人事にシフトしていった。学生が教官人事を二者協での事前協議事項にすることを要求してきたのであるが、教授会は事前協議を拒否し続けた。だが、これがむしろ学生たちを刺激する結果となってしまった。

総じて経済学部には渦巻いた学生パワーのうねりは、教授会に責があり、彼らの行き過ぎも青年らしい正義感や吐け口のない焦燥感に促され、それに社会主義的反体制思想が若干の影響を及ぼしたものと認められる。さらにまた、日共系や三派系の各全学連からの中央指令や中央執行部の現地応援などの動きもあり、反共を唱える右派の行動も注目された。問題は大学自治、学部自治を担当する当局のリーダーシップの欠如にもよるものであり、学生の暴走だけを非難することは、正しい捉え方といえないであろう。

昭和43(1968)年10月7日、人事停滞にしぶれを切らした学生たちは直接行動に出て、人事権を一般教授会に委譲し、人事教授会と一般教授会を合体させるという経済学部の人事「新規程」について、自

治会執行部は横田学長に直接面会の上、それを評議会で承認するよう、強く要請している。しかしその一方で、学生たちは教官人事を二者協の事前協議事項に改めようと主張し、二者協議会の席上で教官各自の見解を長時間にわたって問い質すという闘争方式をも実行している。しかし、すべての経済学部教官は、学生の参加要求に限界と節度のあることを説いて、事前協議には応じなかった。

学生たちは、人事内規見直しの要求が認められなかったこと、事前協議に応じないことを理由として、10月30日にストライキに突入した。他方、評議会は11月11日に経済学部が提出した経済学部人事教授会暫定規則、すなわち、「現在7名の人事教授会構成員に新たに経済学の4系列の分野から助教授各1名、計4名を加える」を可決し、人事促進に展望を開いた。それを好感して自治会は、学生大会において11月15日午後1時から同16日午前7時まで17時間の徹夜討議の末、ストライキを解除した。これを境に教官人事の事前協議に関する二者協の要求は影をひそめた。

しかしながら、運動はますますエスカレートしていく。評議会在が経済学部人事新規程を否決したことに異を唱えて、全学闘争連絡会議(全闘連・反日共系)と名のる学生集団が早くも11月12日未明を期して大学本部を占拠し、これを封鎖した。12月10日には本部の書棚より持ち出した後援会の出納伝票を公開し、職員の飲食費が後援会の予算の中から支出されていることを暴露し、後援会の解散を要求した。同20日には越冬を宣言した。

これより先、経済学部では11月25日に学部の教官と学生との間で、富山大学初の大衆団交を、午後3時より10時まで7時間にわたって黒田講堂で開き、教官と学生間の理解を深めようとした。その時、全学生に内規の解説書(本部作成の分)が配布されていたことが教官側を一驚させた。結果的には教授会内部の多数意見と少数意見との鋭い対立が浮き彫りになったが、教官の真意と事態の真相とを認識しようとする学生の冷静な態度が印象的であった。これは全学闘争連絡会議が主催したもので、約千人の学生を集め全学の注目を浴びた。同じ11月28日の第2回の大衆団交では、教官に対し、辞職覚悟で不祥事を再度糾明し、職業補導費の使途にまつわる疑惑と

徴収責任を明らかにせよと要求した。事態は極めて徐々にではあるが、建設的方向に動いていることが看取されるであろう。

ところがこのあと自治会執行部（従来は日共系）が後退し、反日共系の新執行部が成立した。これは全闘連寄りで過激派に属するため、教授会への要求も強烈となり、二者協の教授会前開催とか、人事資料の全面公開とかを求め、昭和44（1969）年2月には二者協を乗り越えたと称し、教官人事への直接介入を要望し始めた。このころになると、教授会の会議に無断入場しては一方的主張を反覆する嫌があった。しかし教授会では補充人事の具体案が練られており、業績審査委員会、選考委員会が何れも発足し、応募者も現れていた。自治会は、教授会で発表された情報を洩れ聞いて壁新聞に発表し、またアンケートを送り、自治会サイドで回答を求めたりした。それは自治会の闘争戦術であっても、人事手続への学生参加を教授会が認めたことを意味しない。

第5節 紛争下の授業と入試

1 全学ストライキと学外入試

東京大学医学部の粒良問題に端を発した大学紛争は、またたく間に全国の大学に広がり、昭和43（1968）年1月に、東京大学医学部が無期限ストライキに入ったのをはじめ、全国の大学でストが続発し、昭和44（1969）年1月20日には、東大入試の中止が決定されるに至った。

本学でも昭和43（1968）年11月12日の全闘連による大学本部の占拠に始まって、昭和44（1969）年2月に入ると、7日教養部、10日文理学部文学科、15日経済学部および薬学部、16日教育学部、17日文理学部理学科および工学部と、次々にストライキに突入し、ついに全学ストライキに発展した。経済学部に始まった紛争は、結局大学全体に波及するに至ったのである。これも本部や学部当局の足並みの不揃いが大きな要因をなしている。3月10日には、大衆団交を要求する全学団交推進会議の学生が五福キャンパスの全学部事務室を封鎖した。

このため、昭和44年度の入試は変則的に行わざる

を得なくなった。本部が占拠されたままであるため、2月12日からの願書受け付けは附属中学校の図書館で行われた。入学試験は3月23日・24日の両日に警官隊850名の厳戒体制のもと、富山高校など学外の5会場で行われた。その2月24日、病気療養中の横田学長が辞意を表明した。評議会は数日間もめにもめ、文理学部長の竹内豊三郎を学長事務取扱に選んで事態の收拾にあたることになった。

2 機動隊導入とその波紋

しかし、本部が占拠されたままでは入学式の開催が不可能であり、ついに大学は学内への警官隊導入に踏み切った。昭和44（1969）年4月9日、機動隊を先頭に350人の警官隊が正門から突入した。これによって、大学は学生による封鎖を実力排除した。各学部の封鎖は約1カ月、全闘連による本部封鎖は5カ月に及んだこととなる。4月11日に入学式が挙行され、機動隊は4月14日に退去した。

機動隊導入自体は、早期の大学の正常化を前提にすれば致し方なかったことかもしれない。しかしながら、この間、学生は大学当局との大衆団交を求めており、3月13日には経済学部教授会が、当局は大衆団交に応じるべきこと、機動隊導入には反対である、との声明を出したのをはじめ、学生との話し合いを探る動きも出てきていた。したがって、大衆団交をせずに機動隊を導入したことは、話し合いを避け、紛争を警察の暴力にたよって解決しようとしたように見えるのも当然であった。実際、教官の間でも機動隊導入への反発は大きく、機動隊導入の翌日、教養部教授会は全教官と学生との無条件の話し合いを学長に申し入れる決定をし、14日には経済学部、教育学部などの若手教官有志からなる全学教官連絡会議準備会が設立され、「大学自治を考え直し、今までの責任を追求しよう」との声明が出された。

当然、一般学生も含めた学生の、機動隊導入に対する反発は大きく、学生の学内立入禁止が解除された当日の14日、大衆団交推進会議主催の弾劾集会が開催され、新入生の参加がないにもかかわらず400名の学生の参加があった。さらに、中旬以降は全学部がストに入ったため、学長代行は辞意を表明するに至った。

機動隊退去後の5月28日、全学大衆団交推進会議がふたたび、本部、経済学部の一部、薬学部全館、守衛室を占拠した。結局のところ、機動隊導入によって事態は一層紛糾する結果になり、入学式実現のための機動隊導入は、全学ストの早期解除のためにはマイナスとなったと言わざるをえない。

3 長引く紛争と正常化への努力

竹内学長代行の辞職を受け、昭和44（1969）年6月6日に学長選挙が行われ、後藤秀弘が新学長に選出された。後藤学長は学生との話し合いによる解決を探ることになるが、その直後の6月20日には早速と学長追放全学決起集会が開かれた。他方、事態の成り行きを心配する父母が、6月15日に富大正常化推進父母連絡会を結成し、7月11日には富大正常化推進父母連絡会と全学連学生との討論集会が行われた。また、7月6日には農協会館で父母会が開かれ、酒井学生部長から、7月20日までに授業が再開しないと在学生の進級、3月卒業は難しくなる旨の説明がなされた。大学側は紛争解決のタイムリミットを設定したわけである。

7月13日、富山大学紛争対策委員会は学外で全学生、学長、評議員参加の全員集会を開催することを各学部自治会に提案した。7月17日に黒田講堂で自治会側と予備折衝委員7名との予備折衝が行われたが、物別れに終わった。したがって、全学集会は各学部自治会の支持を得られないまま行われることになった。

7月25日、富山市体育館で全員集会が行われ、2千人の学生が参集した。しかし、約100名の大衆団交推進会議の学生が壇上を占拠し、彼らによって弾劾団交に切り替えられてしまった。しかも、議事運営に当たる議長団が日共系と反日共系に分れて内ゲバ状況になってしまって集会の成果は全く上がらず、全員集会によるスト解除の道は閉ざされてしまい、先の父母会で大学側の設定したタイムリミットを守ることは不可能になった。在学生の進級、3月卒業を可能にするためには、相当無理なスケジュールで授業を消化しなければならなくなったのである。

一方、政府は8月7日に大学運営臨時措置法を国

会で強行採決し、同17日から施行した。この法律は、紛争が9カ月または紛争が収拾されてから1年以内に再燃した場合には、教育・研究機能を停止させることができること、それでもなお3カ月以上紛争が長引いている大学は、国の裁量いかんで廃止措置に及ぶことが示されている。長引くストライキのため、富山大学は施行時点で、措置法の対象校となり、その後3カ月以内に紛争が解決しなければ、廃校の可能性もあった。早期に紛争を解決することで措置法による廃校をさげ、かつ、在学生の進級・卒業のためには、一刻も早いスト解除が必要であった。

臨時措置法が施行された直後の8月19日、3年8カ月の間紛糾し凍結されていた経済学部人事がついに決着した。後藤学長は経済学部の新人事を承認するにあたり、経済学部の内紛が富大紛争に発展したことについての謝罪の声明を出すこと、Aゼミ生の単位を認定すること、二者協議条項のうち、教官人事を事前協議とすることを新制度ができるまで凍結すること、経済学部内規は新制度ができるまで凍結することを求め、経済学部長がそれらを了承した。

昭和44（1969）年8月26日夜に、体育会系の学生を中心とした富山大学正常化会議の学生約100名が、富山大学大衆団交推進会議の学生による正門、本部、経済学部のバリケードを實力解除した。バリケードを追われた大衆団交推進会議のメンバーは、彼らの拠点になっていた薬学部校舎に逃げ込み、正常化会議の学生とのにらみあいが続いた。大衆団交推進会議の学生は火炎瓶を投げ、ボヤをだす騒ぎも起こしたが、「流血を避ける」ために翌朝、薬学部を引き払った。これによって、富山大学は3カ月ぶりに全学のすべての封鎖が解かれたことになる。

この時期にいたると、大衆団交推進会議と一般学生の意識は相当のずれがあったとみられる。この月に大学が行った全職員、学生対象のアンケートでも、8割以上の学生が全学集会の開催による学生と当局の話し合いを望むとともに、過半数の学生が早期の授業再開を望んでいた。ところが、このころの大衆団交推進会議の要求は、一口に言って、彼らの要求どおりの形の大衆団交が実現できなければ、スト継続はやむをえないとするものであった。これは授業の再開を望む過半数の学生の意志とは食い違うものであった。

後藤学長と紛争対策委員会はバリケード解除をうけて、各自治会に9月上旬の授業開始と、そのためのスト解除を各学部の自治会に申し入れた。しかしながら、おそらく自治会の執行部の多くが大衆団交推進会議の学生で占められていることもあって、すぐにはスト解除に至らなかった。

経済学部では、結局9月13日の学生大会でスト解除の動議が承認され、17日から授業が再開された。通常1日4限までの講義を5限までとして、7カ月間の空白を9月から年度末までに消化する、という強行スケジュールであった。

他大学では、臨時措置法の制定後、機動隊の導入でバリケードを排除するなど、警察の力を借りて学内秩序を回復していく動きが盛んであった。その点では、多少の暴力沙汰は伴ったにせよ、自力で紛争を解決した当時の関係者の努力はおおいに評価すべきものであろう。しかし正常化までの道はまだまだ遠く険しいものであった。

4 学生運動の変容

バリケードを排除しストを解除したとはいうものの、それで直ちに大学紛争が沈静化に向かったわけではなかった。昭和44(1969)年11月10日には経済学部の学生大会で、佐藤首相訪米阻止および安保粉砕をスローガンとした1週間の期限付きストを採択し、翌日から授業放棄を行うなど、容易には正常な授業が続けられなかった。

昭和45(1970)年に入ると、2月2日、大学運営臨時措置法の第4条に基づく紛争報告書が文部省に提出されたか否かにつき、経済学部団交が行われて紛糾した。3月3日には経済学部学生大会で、(1)安保粉砕、沖縄三里塚闘争勝利、(2)紛争報告書に関し、学長評議会は総退陣せよ、(3)評議会および教授会は経済学部人事について自己批判せよ、の3項目を採択し、無期限ストに突入した。さらに3月20日には経済学部団交で自衛官の入試受験が問題にされた。4月1日には教養部も学生大会で無期限ストを決議した。このような状況のために、入学試験は学外で行わざるを得なくなり、また、統一卒業式も4月の統一入学式もできず、共に各学部に分散して行うことになった。このような中で、大学側は全共

闘系6団体からの団交要求を受け入れて、4月27日と5月19日の2回にわたって紛争報告書、自衛官受験、経済学部人事問題の3点についての全学集会(団交)が開かれた。

他方、教養部では5月20日にストが解除され、22日から授業が開始されたが、経済学部のストは依然として継続中であり、このころになると、6月22日の安保条約期限切れの日を目指して、政治集会・政治闘争が日増しに烈しくなり、全共闘系の学生と民青系の学生との衝突や内ゲバなど、傷害事件がしばしば起こっていた。

6月17日、反安保全学総決起集会の後のデモ行進中、暴行事件で手配中の学生が逮捕されたため騒然となり、学生は大学正門をバリケード封鎖し、派出所や民家に投石する騒ぎになった。さらに、学生は正門だけでなく他の各門も封鎖した。翌18日、学長命令で、機動隊支援の下とはいえ、教職員の手によってバリケードが撤去された。以後バリケード封鎖は行われなくなった。

経済学部では、7月8日に行われた学部集会(団交)の席上、X教官が学生より暴行を受けるという椿事があったが、7月27日の経済学部学生大会ではスト解除が決議され、同日、昨年からの懸案の経済学部の教官人事が評議会です承され、経済学部の人事問題はやっと解決に向かい、学部再建が軌道に乗り始めた。学内の学生運動も、その課題を管理面への介入要求から、次第に国レベルの政治闘争に重点を移すようになっていった。これは学生運動の課題が一般学生の関心とずれていく過程ともみなせるであろう。また、政治の世界ではベトナム戦争、三里塚闘争など、左翼運動が高揚した時期であった。大学内もしばらくは学生運動を通じてその影響を被ることになった。

7月10日には公害粉砕全学総決起集会が催された。9月11日には金沢大学革マル派對富山大学反帝学評の内ゲバがあり、11月20日には入管体制粉砕全学集会が行われた。

昭和46(1971)年に入ると、1月21日および23日に学部団交が行われた。教授会の自己批判とX教官の出席要求がテーマとされた。1月23日以降、連日団交の要求があり、教授会は1月28日から30日まで連続3日間の団交に応じた。常にX教官の出席が要

求されたが、X教官は暴行被害者として暴力を峻拒する立場から、団交には再び出席することがなかった。これによって大衆団交の形態は、経済学部において維持し難くなり、学部運営の正常化に大きく寄与するところがあった。

2月22日には三里塚政治ストがあり、昭和46年度に入ると、4月19日に入管法粉碎、9月20日に三里塚粉碎、9月22日に日華協力委粉碎、11月8日に沖縄返還粉碎を叫んで全学集会が催された。10月12日の経済学部学生大会では沖縄返還協定反対などを理由に、16日からストに入ることが決議され、12月13日までストが続けられた。経済学部教授会ではスト突入による授業時間不足のため1カ月の卒業延期を決定した。学生自治会は卒業延期粉碎集会や団交拒否弾劾集会を開いて氣勢をあげた。結局この年の経済学部第20回卒業生は、昭和47(1972)年3月20付卒業が19名、4月26日付62名、5月10日付87名となった。

昭和47(1972)年、最大のテーマは授業料値上げ反対によるスト突入であった。まず1月20日、学費値上げ反対、学内ファシヨ体制反対全学活動家会議が開かれた。

前年の昭和46年度入学式は乱闘騒ぎがあり、けが人もでたが、曲がりなりにも実施できた。しかし、この年の昭和47年度入学式では、ヘルメットに覆面姿の学生が角材などを持って式を妨害しようとし、火炎瓶まで投げつける始末で、入学式を中止せざるを得なくなってしまう。

学生たちは抗議行動を反覆しつつ10月5日、学生大会において授業料値上げ反対の無期限ストを決議し、翌日からストに突入した。事態の深刻化を憂い、新田学部長は次の一文を学園ニュース第10号(昭和47年10月27日発行)に投じ、経済学部の学生に向けて呼びかけると共に、慎重な行動を要望した。

私はこう思う

経済学部長 新田隆信

経済学部の諸君は10月6日よりストライキを執行中である。10月20日に開かれた学生大会でも、ストライキ解除の動議は成立せず、したがってストライキは更に続行されるほかなき騒然たる状況である。それに先日は教養部もストライキに突入

したというから、わが大学は全国にまれな問題校となってしまうた。

外聞はしばらく問うまい。ただストライキという非常手段にふみきった理由が、国立学校授業料値上げ反対という諸君の主張の正しさを立証するためであるとしても、目的のための手段として当を得ているとは思われない。授業料は今日、国立と私立との間に驚くべき格差がある。国立は私立に較べ、著しく恵まれている。今回従来年額12,000円を36,000円としたが、それでも私立との対比ではかなり低額である。しかも全国75%の大学生は私大生である。25%の国立大学生のみが国民の血税に支えられて、私立よりも遥かに有利な学費を許容されている。目下、全国大半の国立大学がこの問題で混乱しないのは、その点が納得されているせいであろう。

さきに政府は、物価水準との調整を図る意味で公共料金の改訂を行ない、その一環として国立学校の授業料を引き上げたが、それは受益者負担の法理に従ったものである。すでに国会審議を通じ法律が改正せられ、文部省令が改まり、それをうけて本学でも学則が一部変更された。評議会や教授会は、こうした段階で賛否を表わす立場にない。法律改正の以前であれば、政府や国会に向けて種々の意向表明がありうるし、事実、行われた。これは言論・思想・信条の自由の見地から、充分に支持される国民的権利である。しかし一旦、法が成立し施行されるに至れば、これを遵守することは民主政治体制に不可欠のルールである。むしろ授業料や公共料金の問題についての議論や意見は、経済政策論的に財政学的に又はその他の見地から多岐にわたるであろう。だが国会での立法作業に媒介されずして事は具体化しない。この問題は私学を含めた抜本的検討に値するであろうし、大学として一定の所見を学問的権威の上に弁証することも時宜にかなうであろう。

諸君は授業料不払いを強行する限り、やがて在学自体が困難になろう。このことをよく考えて合理的に行動して頂きたい。政府は、別に授業料減免の途や奨学金の大幅拡充策を用意している。また真に納入難に悩む人のため、本学の学生相談所も扉をひらいて待っている。とにかく内外多事に

して青年学徒の奮起が望まれる際、楽しい毎日の授業をフイにし大切な試験を棒にふるストライキを執行することは、余りに重い自己犠牲であるまいかと憂えられる。

諸君の選ぶ異常な行動も、大観すれば世界苦 Weltschmerzの表現かもしれない。地球社会を統括する人類精神の不毛にいらだつ抵抗の現われかも分らない。しかし学校は学びの場であり、真理探求の道場である。大学生が「大いに学ぶ」のでなければ、飛ばぬ飛行機さながらである。最近私は、新興バングラデシュの貧しい農家に共に起居して耕耘機の操作をはじめ日本農法の精を親しく伝授する多数の日本青年の奉仕的活動を聞いて、心から感激した。溢れる日本民族のエネルギーこそ愛の連携に向って注がるべきことを痛感する。それにわが学部は大きく再建の上昇気流にのりつつある。新しい大学共同体の育成を目ざし、希望の翼に天がける若き諸君の前進に期待するところが極めて大である。

諸君の自重を心より祈り求めたい。

(47.10.21)

このような事態の影響で、前年と同じように第21回卒業生は昭和48(1973)年3月20日付卒業が19名のみで、大部分の126名は4月28日付卒業になり、昭和48年度の入学式も全学統一入学式はできなかった。入学式は昭和49年度から全学統一入学式が再び行われるようになったが、卒業式のほうは、昭和49(1974)年3月から復活したものの各学部単位の分散卒業式であり、昭和52(1976)年3月19日にやっと、昭和43(1968)年以来8年ぶりで、全学統一卒業式が復活したのである。

このようにして、経済学部で端を発した富山大学紛争は、昭和45(1970)年の春から夏ごろを境に変質をとげると共に、次第に下火になっていったのはあるが、正常化まではまだ非常に長い道のりを要したのである。

なお当時、二者協の開催を要求する自治会執行部と教授会との文書交換の記録は、次の通りである。(学園ニュース第11号所載、昭和47年12月5日発行)

昭和47年10月24日

経済学部二者協教官側委員代表殿

同学生側委員

二者協議会開催申し入れ

われわれは、教官側の二者協拒否を強く弾劾し下記の如く二者協開催を要求する。

記

日時 10月26日午後1時より

場所 経済学部会議室

議題 団交に関して

その他

尚、この返答は明日午後1時まで

昭和47年10月25日

二者協学生側代表殿

二者協教官側代表

回 答

前回の回答に示した通り、教授会としては、過去幾多の具体的経験をふまえ、団交には応じないことになっている。団交に関連する現状況下の二者協についても、関係教官と協議の結果、応じないことになった。

昭和47年11月8日

二者協教官側委員代表殿

同学生側委員

二者協開催申し入れ

11月7日の学生大会において、教授会の二者協及び団交開催要求拒否を強く弾劾することを決議した。よって下記の如く、二者協開催を申し入れる。

記

日時 11月13日(月)午後1時より

場所 経済学部2番教室

議題 1、授業料値上げおよび5.19評議会での「学則」改訂に関する教授会の見解を求む。団交の件に関して。

1、授業日程 特別措置を講じないという事の件に関して。

1、その他

尚、日時に関しての変更は出来るだけ早急に連絡されたし。

昭和47年11月13日

二者協学生側委員代表殿

二者協教官側委員代表

回 答

11月8日付けで申し入れのあった二者協の開催については、関係教官と何度も協議の結果、しばらく応じないことになった。

思うに、ストライキが1日長びけば卒業も1日のびることは自明の理であるが、従来の経験に徴するかぎり、二者協はつねに闘争の場として利用され、これを開くことによって紛争の解決は却って長びいてきた。

授業料値上げは、適法な手続による政府の決定であるから、今の時点に及んで二者協や団交で論議すべきではないと考える。

昭和47年11月13日

二者協教官側委員代表殿

同学生側委員

二者協開催申し込み

二者協委員岩淵、同山崎、両教官と二者協学生委員との討議をふまえた上、学生側委員として以下の如く、再度二者協開催を申し入れる。

記

日 時 11月15日(水)午後1時

場 所 経済学部会議室

議 題 学生自治会が要求している団交に関して
カリキュラムに関して

その他

尚、オブザーバー参加についてはオブザーバーの発言を認めない。かつ議事進行中混乱が生じた場合、中断する。

これに対する返答は、14日午後4時まで、自治会執行部へ連絡されたし。

昭和47年11月14日

二者協学生側委員代表殿

二者協教官側委員代表

回 答

11月13日付けで申し入れのあった二者協開催について、関係教官と協議した。しかし、多数教官からの反対意見があり、受諾しないことになった。

昭和47年11月15日

経済学部教授会殿

経済学部自治会執行部

われわれは、この間の問題を解決すべく、4回にわたる学生大会、代議員会、ゼミでの討論ゼミ決議等討議を重ねてきた。しかるに貴教授会は何らの前進的歩み寄りを放棄し無用な混乱を生じさせており、われわれは、貴教授会を強く弾劾せずにはおかない。われわれは、貴教授会の誠意ある態度を期待し、下記の事項を要求する。

記

1、早急に教授会を開催し、次の事項に関する見解を明らかにすること。

(イ) 国立大学授業料値上げに関して

(ロ) 「特別措置」の規定(範囲)に関して

(ハ) 「卒業延期」の措置に関して

(ニ) 二者協をどのように考えているのか

(ホ) 団交の件に関して

2、上記の事項を明らかにした上、早急に二者協を開催することを要求する。

尚、二者協の日時、場所については、貴教授会から申し込む事。

教授会の開催期日を早急に事前に知らせたし。

昭和47年11月21日

経済学部自治会執行部殿

経済学部長

回 答

11月15日付けの申し入れに対し、次のとおり回答する。

記

教授会は学生大会のストライキ解除をまって、早急に授業再開を協議する。諸君のかかげる質疑事項はその際に討議する。

二者協の問題もさらに検討する。

昭和47年11月21日

二者協教官側委員代表殿

二者協学生側委員

二者協開催申し込み

日 時 11月24日(金)午後1時

場 所 経済学部3階会議室

議 題 11月5日付「要求」と同様

上記の如く、二者協開催を申し入れるストライキ解除によって生じる授業日程に関して、事前に二者協において知らせ学生側の同意を得ること。

以上

昭和47年11月24日

二者協学生側委員代表殿

二者協教官側委員代表

回 答

11月22日付けの二者協開催申し入れに関し関係数官の協議により、次のように回答する。

記

文面には、ストライキ解除後の授業日程についてこれを「事前に二者協に知らせ、学生側の同意を得ること」とあるが、授業日程の件は、事前に二者協に諮って同意を得べき性質のものではないので、申し入れに応ずることができない。

昭和48(1973)年に入ると、経営学科の設置を目指し、概算要求に関する教授会の真剣な取り組みが開始される。この秋から、教養部よりの経済学部専

門課程移行には、全単位修得(55単位)を義務づけることになった。これに対する学生自治会の抗議行動が烈しく不穏な形勢になったので、教授会は学部長告示の形式で、その理由を次のように釈明した。

告 示

自治会執行部からの質問にたいし、次のように回答する。

- 1、一般教育課程より専門課程への移行に際しては、全単位を修得する原則になっており、暫らくの間例外的措置をとりうる事が認められていたにすぎない。今回の教授会決定は、原則に従ったものに他ならない。
- 2、教授会としては、その理由までも議決したわけではないが、思うに近時学力低下の傾向や安直な学習態度が憂慮せられていたことに鑑み、いかにもしてその傾向を是正し、学力の向上を達成せんとする教育的見地より、今回の結論に至ったものと考える。

昭和48年12月1日

経済学部長